

農地所有適格法人に係る要件適格届出書

当法人は、農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人として適格であることを下記のとおり届け出ます。

令和 年 月 日

法人所在地
法人の名称
代表者の
職及び氏名

印

国東市農業委員会会長 殿

記

1. 法人の概要

法人の形態 (該当するものに○)	法人の名称	
農事組合法人	設立年月日	
株式会社(公開会社でないもの)		
株式会社(特例有限会社)	資本金	
持分会社(合名会社・合資会社・合同会社)		

2. 事業の概要

事業の種類		生産作物 又は 事業内容	数量	売上高(千円)
農業	農畜産物の生産			
	農業に関連する事業			
上記農業に該当しない事業				
法人の事業全体の合計				

3. 構成員の概要

1) 農業関係者

※ 多数の場合は、別紙一覧表を添付してください。

氏名	年齢	出資額 (議決権数)	構成員要件 (該当するものに○)							理事等に就任しているときはその役職名
			イ	ロ	ハ	ニ	ホ (農業従事日数)	ヘ	ト	
		()					()			
		()					()			
		()					()			
		()					()			
		()					()			
		()					()			
		()					()			
計	人	()					()			

2) 農業関係者以外のもの

氏名	年齢	出資額	(議決権数)
			()
			()
			()
			()
			()
			()
計	人		()

※ 権利の種類は、所有権・使用貸借・賃貸借 等多数の場合は、別紙一覧表を添付してください。

4. 耕作の事業の用に供している農地の状況

所在	地番	地目	面積(m ²)	権利の種類	権利取得年月日	構成員の提供に係る場合はその者の氏名
合計面積						

5. 農業機械・施設の状況

機械・施設名	性能・規模等	数量	機械・施設名	機械・施設名	数量

6. その他の事項

- ・ 法人の行う農業に必要な年間総労働日数

過去1年間の実績	日
今後1年間の見込	日

- ・ 農業に必要な農作業に従事する者

氏名	役職	(農作業従事日数)
		()
		()
		()
		()

7. 添付書類

- ・ 法人の登記簿謄本
- ・ 法人の定款の写し
- ・ 組合員名簿又は株主名簿の写し

農地所有適格法人とは、次に掲げる要件の全てを満たしているものをいう。

1. 農地所有適格法人の法人形態は、次のいずれかであること。

農事組合法人

株式会社（公開会社でないものに限る。特例有限会社は、公開会社でない株式会社。）

持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）

（注）「公開会社でない」とは、全部の株式につき譲渡による取得について株式会社の承認を要する旨の定款を定めていること。

2. 法人の農業（関連事業を含む）の売上高が、法人の事業全体の売上高の過半を占めること。

- a) 「売上高」は、直近3か年の事業年度分の合計額を記入してください。
- b) 「農業に関連する事業」とは、次に掲げるもの（法人の行う農業に関連する事業であること。）
- 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - 農業生産に必要な資材の製造
 - 農作業の受託
 - 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに必要な役務の提供

3. 法人の役員・社員・構成員要件

- a) 株式会社の要件
- ①総株主の議決権の過半が農業関係者であること。
 - ②*農業関係者の要件のホの常時従事者たる構成員が理事等の過半であること。
 - ③常時従事者である理事等又は使用人のうち1名以上が60日以上農作業に従事すること。
- b) 持分会社の要件
- ①社員の総数の過半が農業関係者であること。
 - ②*農業関係者の要件のホの常時従事者たる構成員が業務を執行する社員の過半であること。
 - ③常時従事者である理事等又は使用人のうち1名以上が60日以上農作業に従事すること。
- c) 農事組合法人の要件
- ①*農業関係者の要件のホの常時従事者たる構成員が業務を執行する理事の過半であること。
 - ③常時従事者である理事等又は使用人のうち1名以上が60日以上農作業に従事すること。

*農業関係者の要件

- イ 法人に農地の所有権等を移転した個人
- ロ 法人に農地の使用収益権（使用貸借、賃貸借等）を設定した個人
- ハ 法人への所有権移転又は使用収益権に関し農地法第3条許可申請中の個人
- ニ 法人に使用収益権等を設定している農地利用集積円滑化団体に農地を提供している個人
- ホ 法人の行う農業に常時従事する者（150日以上）
- ヘ 法人に農作業の委託を行っている個人
- ト 法人に農業経営基盤強化促進法第7条第3号による現物出資を行った農地中間管理機構
- チ 地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会

4. 法人の常時従事者たる構成員が理事等の数の過半を占め、かつ、その過半を占める理事等のうち1人以上の者又は重要な使用人（農場長等）が、法人の行う農業に必要な農作業に年間60日以上従事すること。

- a) 「理事等」とは、農事組合法人にあつては理事、株式会社にあつては取締役、持分会社にあつては業務を執行する社員をいう。
- b) 「法人の行う農業に必要な農作業」とは、耕うん、整地、播種、施肥、病虫害防除、刈取り、水の管理等耕作の事業に直接必要な作業をいい、耕作の事業に必要な帳簿の記帳事務、集金等は農作業に含まれない。